

# 山口まちづくりセンター さわやか談話室／利用要項

## 1. さわやか談話室の趣旨

山口まちづくりセンター（以下「まちセン」）の事務スペースを一体化することにより創出したコミュニティスペース（旧公民館事務室）を、「さわやか談話室」として名付け、山口地区の公共的団体が、各種相談や打合せ等に利用できる場所として提供することにより、地域コミュニティ活動を支援する。

## 2. 利用目的

- (1) 山口地区の地域コミュニティを推進するための活動
- (2) その他、山口まちづくりセンター長（以下「センター長」）が認めた活動

## 3. 利用団体

- (1) 利用できる団体は、山口まちづくり推進協議会（以下「協議会」）の構成団体及び、センター長が認めた公共的団体並びに行政機関とする。
- (2) まちづくりセンターの利用サークルは利用することができない。但し、まちづくりセンター利用サークル連絡協議会の活動は例外とする。

## 4. 利用時間

- (1) 利用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。但し、まちセンの休館日及び正午から午後1時までを除く。
- (2) 1回の利用時間は、2時間以内とする。但し、センター長が認めた場合は延長することができる。

## 5. 利用方法

- (1) 利用を希望する団体は、事前に空き状況を確認のうえ、まちセンに備えてある「さわやか談話室利用簿（様式1）」に、団体名、人数及び利用時間（予定）を記入する。
- (2) 利用を終えた団体は、「さわやか談話室利用簿（様式1）」に、終了時間を記入する。

## 6. 留意事項

- (1) さわやか談話室には、随時、職員等が入り出することがあります。
- (2) 談話室内の机は、協議会の専従員又は所沢市社会福祉協議会ソーシャルワーカーの事務スペースとして使用します。
- (3) 旧公民館事務室には、応接スペース、まちセンバックヤードも併設していますので、談話室以外には立ち入らないようお願いします。
- (4) 談話室は、利用人数によっては複数の団体が同時に利用することができます。

